平成２５年（フ）第５号
鳥取県倉吉市上井315番地11
破産者　千代田真一
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２３８０号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目13番１号
破産者　はら寿司こと　原　　忠
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１２号
福岡市中央区桜坂１丁目２番35号
破産者　廣田サチ子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２０号
福岡市南区桧原３丁目19番５―102号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目６番24号
破産者　田中　則子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６７号
福岡市南区弥永３丁目11番16―101号
破産者　小川　雄一
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６４号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目３番１号
破産者　田所　玲子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４６号
福岡市中央区小笹１丁目８番28号
破産者　太田　完士
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００８号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾247番地
破産者　山田　和久
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１０４号
鹿児島市若葉町35番２号
清算株式会社　イセイ鹿児島株式会社
代表清算人　山上　　朗
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２５年（再イ）第１３８号
千葉県市原市ちはら台西４丁目11番地６
再生債務者　関口　英昭
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月31日まで
平成26年３月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第２２０号
神奈川県大和市福田７丁目32番地１　モア・ステージ桜ケ丘211号
再生債務者　鯨井　裕幸
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月31日まで
平成26年３月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２８８号
福岡市博多区金の隈１丁目28番19―105号
再生債務者　塩田真一郎
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月31日まで
平成26年３月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３１１号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目４番16―108号
再生債務者　田山　　努
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月31日まで
平成26年３月10日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺855番地の５
再生債務者　迫原　良介
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年10月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年３月14日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

高速道路工事完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 26 年３月 28 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
東北横断自動車道いわき新潟線	新潟県新潟市秋葉区福島（新津西スマートインターチェンジ）	新設工事	平成26年３月30日

高速道路工事完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 26 年３月 28 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
北陸自動車道	新潟県三条市福島新田（栄スマートインターチェンジ）	新設工事	平成26年３月30日